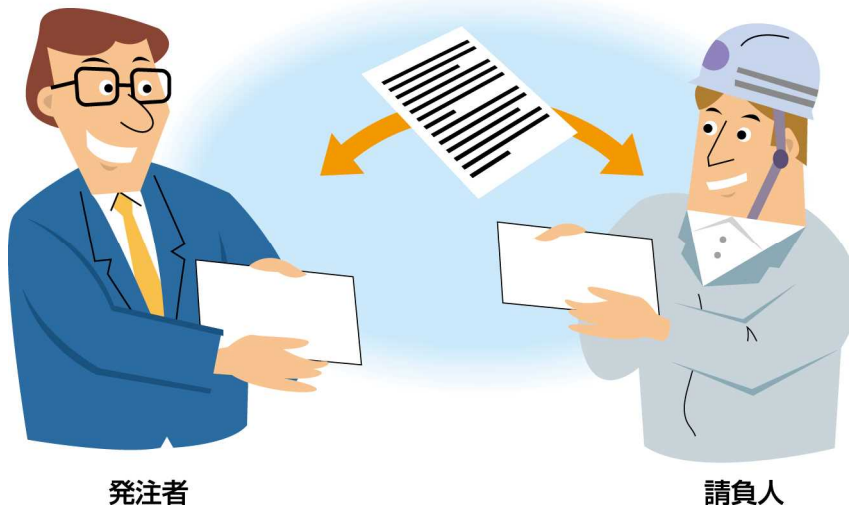


# 監理技術者等の専任期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場ごとに専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は必要としません。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要です。

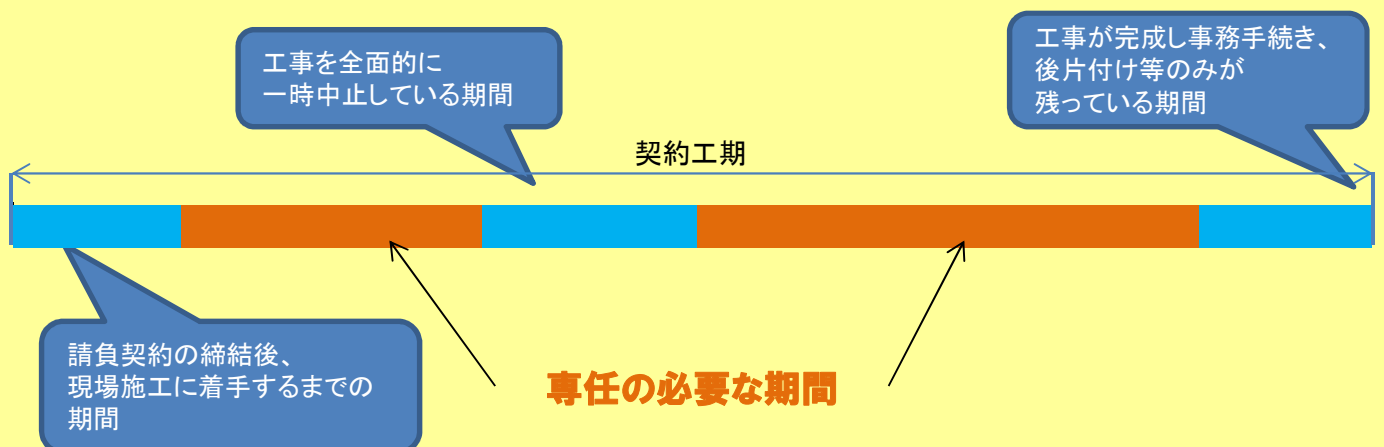
(『監理技術者制度運用マニュアル』三(2))

## 専任を要しない期間を書面により明確にすること



- ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。)
- ②工事用地等の確保未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

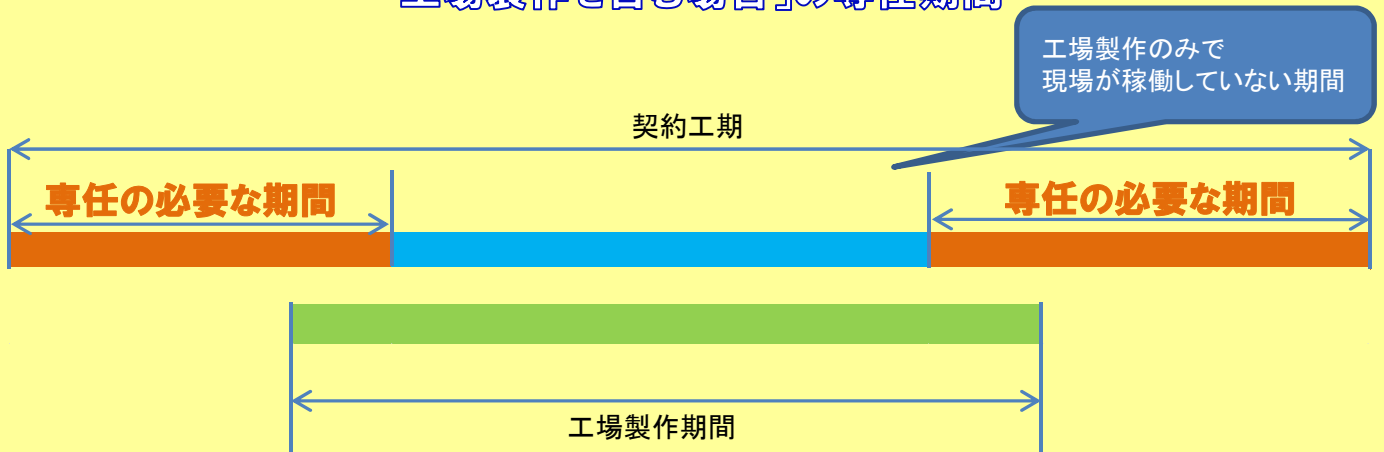
## 「発注者から直接工事を請け負った場合」の専任期間



# 監理技術者等の専任期間

④橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

## 「工場製作を含む場合」の専任期間

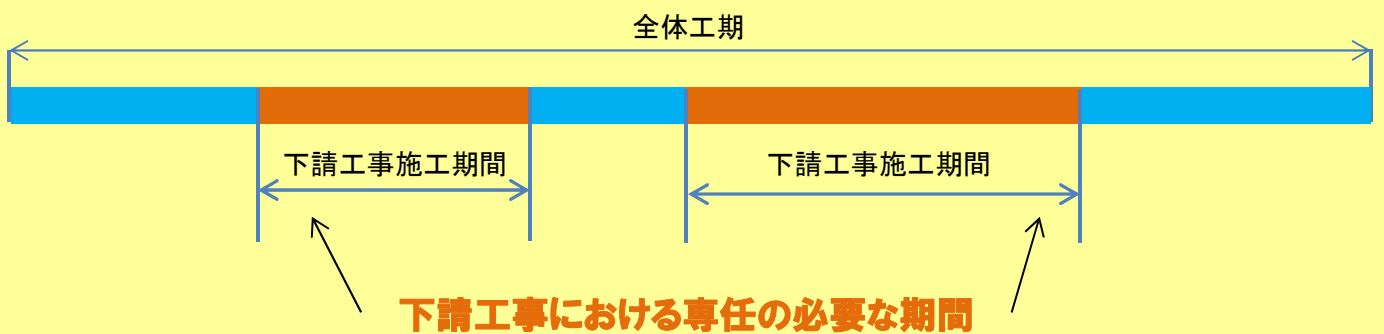


注) 工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを監理する必要がある。

注) 当該工事製作過程において、同一工場内で他の同種工事にかかる製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

⑤下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間

## 「下請工事であっても主任技術者の専任が必要な場合」の専任期間



注) 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者以外の建設業者が、自ら直接施工する工事が無い場合にあっても下請負を行っている業者が作業を行っている場合は、主任技術者は現場に専任していなければいけません。